

## 臨時福祉給付金の申請は 2月1日(月)まで

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

平成27年度臨時福祉給付金の申請を2月1日(月)まで受け付けています。支給対象者になる可能性があり、申請が済んでいない人にお知らせ文書をお送りしています。早めの申請をお願いします。

町民税が課税されていない人が対象です



- 申請期限 2月1日(月)消印有効
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 支給額 対象者1人につき6千円(1回のみ)
- 対象者 次の全てに当てはまる人
- ・平成27年1月1日現在で町内に住民票がある人

- ・平成27年度の町民税が課税されていない人
- ※町民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人、平成27年1月1日から給付金交付決定までに死亡した人は対象になりません。
- 申請方法
- ① 同封の返信用封筒で郵送申請
- ② 直接申請
- ・菊陽町役場 福祉課 地域福祉係
- 必要書類
- ・申請書
- ・本人確認書類(免許証・保険証・パスポートなどの写し)
- ・振込先口座の通帳の写し(平成26年度の臨時福祉給付金を受給した人で同じ口座への振り込みを希望する場合は不要)
- ※代理申請の場合、追加の添付書類があります。
- 注意事項 必要な書類が漏れている場合は支給できません。

## 南小校区へ引っ越しする子育て世帯に補助金があります

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927



授業で元気よく手をあげる南小児童

菊陽南小学校区への子育て世帯の定住を促進するため、新たに対象地区へ転入または転居する人に補助金を交付しています。

- 期限 平成30年9月30日
- 対象地区 戸次区、馬場桶区、曲手区、辛川区、井口区、道明区(菊陽南小学校区)
- 対象者(次の全てを満たす人)
- ・期限までに対象地区内に転入、または転居し、3年以上居住する人
- ・新たに住宅を新築、購入した人、または過去1年以内にリフォーム等を行った住宅に転入または転居する人で、小学生以下の3親等以内の扶養親族か妊娠中の2親等以内の親族と同居する人

- ・申請者と小学生以下の扶養親族と妊娠中の親族が、過去3年以上対象地区外に住所がある人
- ・世帯全員が本町の町税や使用料などを滞納していないこと など
- 補助金額
- ① 住宅を新築した人 100万円
- ② 中古住宅を購入した人 50万円
- ③ リフォームなどをした住宅に転入(転居)した人
- リフォームなど費用の2分の1 (限度額50万円)
- ④ ①～③の人の加算金
- 小学生以下の扶養親族 1人当たり20万円
- 小学生以下の扶養親族 1人当たり10万円
- ⑤ ①～③以外の転入(転居)した人
- 小学生以下の扶養親族 1人当たり10万円
- 申請期限 住宅を新築(購入)した日(④⑤の人は転入(転居)した日) から6カ月以内
- ※詳しくは町ホームページをご覧ください。
- なるかお問い合わせください。

日本で約8人に1人!?

## 自覚症状がない慢性腎臓病(CKD)

慢性腎臓病(CKD)とは腎障害や腎機能の低下が続く状態をいいます。誰もがかかる可能性のある病気で、新たな国民病ともいわれています。

### 腎臓は体を正常に保つ大切な臓器

- ・老廃物を体から外へ出す
- ・体液の量やイオンバランス、血圧を調節する
- ・造血ホルモンを作る
- ・ビタミンDを活性化し、強い骨を作る

### メタボリックシンドロームとCKD

「最近メタボが気になる」「体は何ともないのに健康診断の結果が悪い」「食事が偏っている」。思い当たることはありませんか。メタボは腹囲が男性85センチ以上、女性90センチ以上で、高血圧・高血糖・脂質異常のうち2つを併せ持つ状態です。メタボもCKDの原因になります。

定期的な健康診断が早期発見につながる!



### CKDが進行すると腎不全に

初期は自覚症状がほとんどなく、どんどん進行します。夜間尿、むくみ、貧血、倦怠感、息切れなどの症状が現れ、腎不全になります。透析治療が一生必要になることもあります。

### 生活習慣の改善がCKD予防の鍵

喫煙や飲酒、食べ過ぎ、運動不足、不規則な生活習慣は病気のもとです。塩分・アルコール・脂肪分の取りすぎや排尿の我慢、薬の飲み過ぎもいけません。生活習慣を改善すればCKDなどの病気の予防につながります。

#### ■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

## 20歳になったら国民年金

国民年金制度は、年を取ったときやいざというときの生活を、みんなで支えようという考えで作られました。20歳以上60歳未満の人は加入が義務付けられています。20歳になったら忘れずに手続きをしましょう。

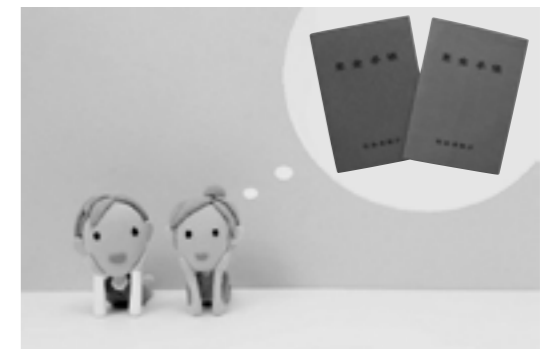
### 住民登録地で国民年金の加入手続きを

本町に住所がある人は町民課で加入の手続きをしてください。すでにお勤めで厚生年金や共済組合に加入しているとき、配偶者の扶養に入っているときは手続き不要です。20歳以前に厚生年金・共済組合に加入していた人が退職をして、20歳の誕生日の前日に厚生年金・共済年金の資格がない場合は手続きが必要です。

■毎月の保険料 月額15,590円(27年度)

### 受給する年金額を増やすには付加年金

毎月の保険料に加えて月額400円を納めると、老齢基



礎年金と併せて付加年金を受け取れます。納付するには町民課か熊本西年金事務所への申し込みが必要です。申し込みをした月から納付が始まります。

■付加年金額 200円×付加保険料納付月数

### 国民年金保険料を払えないときは

保険料の納付が経済的に困難なときは、申請し承認されれば、納付猶予または免除されます。町民課か熊本西年金事務所へご相談ください。

#### ■問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914

熊本西年金事務所 ☎(355)3261